

2006年12月 日

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫 殿

団体名 出直してよ！「障害者自立支援法」  
10.31大フォーラム実行委員会  
<問い合わせ先>  
日本障害者協議会  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
(財)日本障害者リハビリテーション協会内  
Tel 03-5287-2346 Fax 03-5287-2347

## 「障害者自立支援法」に関する緊急要望書

### 要望趣旨

今年4月から「障害者自立支援法」が始まり、障害者福祉・医療の「応益負担」が始まりました。通所や介護等の必要なサービスを減らす、生活費を削るなど、予想以上の深刻な影響が出ています。

また、ホームヘルプ事業所やグループホーム、通所施設等、障害のある人びとの地域生活を支えてきたところも、大幅な減収等で経営困難な状況に陥っています。そして、移動支援や手話通訳・要約筆記等のコミュニケーション支援も地方自治体まかせになっています。

法律の施行以降の状況をみると、「障害者自立支援法」はうたい文句とはまったく異なる状況が生み出されていると言わざるをえません。法の「3年後の見直し」が明記されていますが、それまでにサービス利用や生活が継続できなくなる事態が相次ぐ恐れがあり、早急な見直しが求められます。

障害者や家族の生活、そして、事業者や関係者を直撃している、以下の点について早急な見直しを進めてください。行政府としての良識を發揮いただき、障害のある人びとや関係者の声に応えて、早急に要望内容を実現いただくよう心からお願いいたします。

# 要望事項

1. 障害のある人びとの生活を直撃している福祉・医療の「応益負担」を中止し、障害者本人の実態をふまえた負担に変更してください。
  2. 国は責任をもって障害のある人の実態やニーズ把握を行い、自治体が支給決定したサービスや地域生活支援事業に対して財源保障をしてください。
  3. 障害者が地域で人間らしく生きていけるように、支援・サービスの社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めてください。
  4. 「障害の定義」を見直し、難病並びに発達障害、高次脳機能障害を含め、あらゆる障害を法制度の対象にしてください。
  5. 障害者が地域社会の中で、個人として尊重され、かつ安心して暮らせるよう、年金などの所得保障制度を整備してください。

(お手数ですが、住所は都道府県名からご記入ください)

氏名	住所
	都道府県
	都道府県